

川崎都市計画高度地区ただし書第2項第4号の規定に基づく許可の基準 新旧対照表

改正後（案）	改正前
（略） （計画建築物の景観への配慮等） 第14条 略 2 前項の規定その他の景観への配慮に関する事項の計画にあたっては、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当と協議を行うこと。 （略） （建築物に係る環境への負荷の低減） 第23条 略 2 計画建築物は、次の各号のいずれかに該当すること。 （1）一次エネルギー消費量について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号の規定に基づく誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条に掲げる基準）のうち、住宅以外の用途に供する部分にあつては省令第12条に規定する式の「B」とあるのは、「0.9」と、住宅の用途に供する部分にあつては省令第14条に規定する式の「0.8」とあるのは、「0.95」と読み替えるものとし、適合した建築物。 （2）・（3）略 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和7年4月1日より施行する。</u>	（略） （計画建築物の景観への配慮等） 第14条 略 2 前項の規定その他の景観への配慮に関する事項の計画にあたっては、まちづくり局計画部景観_____担当と協議を行うこと。 （略） （建築物に係る環境への負荷の低減） 第23条 略 2 計画建築物は、次の各号のいずれかに該当すること。 （1）一次エネルギー消費量について、建築物のエネルギー消費性能の向上____に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号の規定に基づく誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条に掲げる基準）のうち、住宅以外の用途に供する部分にあつては省令第11条に規定する式の「<u>0.8</u>」とあるのは、「0.9」と、住宅の用途に供する部分にあつては省令第12条に規定する式の「<u>0.9</u>」とあるのは、「0.95」と読み替えるものとし、適合した建築物。 （2）・（3）略 _____ _____